

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8《共通事項》関係</p> <p>第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係</p> <p>第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係</p> <p>第55条の6《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係</p> <p>第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係</p> <p>第56条の3《計画造林準備金》関係</p> <p>第57条《プログラム等準備金》関係</p> <p>第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第57条の8《特別修繕準備金》関係</p> <p>第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第15章 その他の特例</p> <p>第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係</p> <p>第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係</p> <p>第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係</p> <p>第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第67条の5《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》関係</p> <p>第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第67条の9～第67条の9の3《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</p>	<p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8《共通事項》関係</p> <p>第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係</p> <p>第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係</p> <p>第55条の6《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係</p> <p>第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係</p> <p>第56条の3《計画造林準備金》関係</p> <p>第57条《プログラム等準備金》関係</p> <p>第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第57条の8《特別修繕準備金》関係</p> <p>第57条の9《中小企業の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第15章 その他の特例</p> <p>第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係</p> <p>第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係</p> <p>第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第67条の5《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》関係</p> <p>第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第67条の9の2～第67条の9の4《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</p>

係	》関係
第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係 第68条の3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係	第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係 第68条の3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係

二 第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(常時使用する従業員の範囲) 42の4-9数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、 <u>当該従事する者の数</u> を.....	(常時使用する従業員の範囲) 42の4-9数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、 <u>当該使用する労務者の数</u> を.....

三 第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等であるかどうかの判定の時期) 42の5-1 法人が、 <u>措置法第42条の5第1項第4号</u> <u>同項第5号</u>	(中小企業者等であるかどうかの判定の時期) 42の5-1 法人が、 <u>措置法第42条の5第1項第5号</u> <u>同項第6号</u>
(事業の判定) 42の5-2 <u>措置法第42条の5第1項第4号</u> (注)	(事業の判定) 42の5-2 <u>措置法第42条の5第1項第5号</u> (注)
(対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備等) 42の5-4 <u>措置法第42条の5第1項第4号</u>	(対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備等) 42の5-4 <u>措置法第42条の5第1項第5号</u>
(圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額)	(圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額)

42の5-6 措置法令第27条の5第9項.....

(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)

42の5-8同条第1項第5号.....

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42の5-9 措置法第42条の5第1項第5号.....

(1)

(2)

(算式)

42の5-6 措置法令第27条の5第11項.....

(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)

42の5-8同条第1項第6号.....

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42の5-9 措置法第42条の5第1項第6号.....

(1)

(2)

(算式)

四 第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして同項に規定する事業(以下42の6-10 までにおいて「指定事業」という。)の用に供した措置法令第27条の6第2項又は第6項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の6第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の3第1項又は第3項に規定する電子計算機に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子計算機については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。</p> <p>(注) 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の6-7において</p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして同項に規定する事業(以下42の6-11 までにおいて「指定事業」という。)の用に供した措置法令第27条の6第2項又は第6項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の6第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の3第1項又は第3項に規定する電子式金銭登録機若しくは電子計算機に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子式金銭登録機若しくは電子計算機については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。</p> <p>(注) 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の6第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の6-8において</p>

同じ。)に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。

(廃 止)

(圧縮記帳をした電子機器利用設備の取得価額)

42の6-2

(主たる事業でない場合の適用)

42の6-3

(事業の判定)

42の6-4

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

42の6-5

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備)

42の6-6

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の6-7

(附属機器等の同時設置の意義)

42の6-8

(電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の6-9

(被合併法人から受け入れた電子機器利用設備に係る税額控除)

同じ。)に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。

(電子機器利用設備の取得価額の合計額)

42の6-2 措置法規則第20条の3第1項各号に規定する電子機器利用設備の取得価額の合計額が160万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、当該各号に規定する電子機器利用設備の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(圧縮記帳をした電子機器利用設備の取得価額)

42の6-3

(主たる事業でない場合の適用)

42の6-4

(事業の判定)

42の6-5

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

42の6-6

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備)

42の6-7

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の6-8

(附属機器等の同時設置の意義)

42の6-9

(電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の6-10

(被合併法人から受け入れた電子機器利用設備に係る税額控除)

<p>42の6-10 (物品賃貸業の意義) 42の6-11 (特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の6-1242の6-14..... (リース費用の均等支払の判定) 42の6-13 (リース費用に含まれない費用) 42の6-14 (税額控除の適用を受けた法人の意義) 42の6-15 (申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の6-16</p>	<p>42の6-11 (物品賃貸業の意義) 42の6-12 (特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の6-1342の6-15..... (リース費用の均等支払の判定) 42の6-14 (リース費用に含まれない費用) 42の6-15 (税額控除の適用を受けた法人の意義) 42の6-16 (申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の6-17</p>
---	---

五 第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 42の7-1措置法令第27条の7第1項又は第12項..... (注)</p> <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用) 42の7-4同項第2号又は第3号..... (注)</p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 42の7-1措置法令第27条の7第1項又は第13項..... (注)</p> <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用) 42の7-4同項第2号..... (注)</p>

<p>.....措置法令第27条の7第1項又は第12項.....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の7-13措置法令第27条の7第11項第1号.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の7-14措置法令第27条の7第11項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の7-15 措置法令第27条の7第12項.....</p>	<p>.....措置法令第27条の7第1項又は第13項.....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の7-13措置法令第27条の7第12項第1号.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の7-14措置法令第27条の7第12項第3号.....</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の7-15 措置法令第27条の7第13項.....</p>
---	---

六 第43条《特定設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>43(1)-4 措置法令第28条第1項第3号に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が200万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>同条第8項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>43(1)-5 措置法令第28条第1項第3号に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が200万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第28条第8項に規定する機械及び装置の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(新增設備の範囲)

43(2)-1の3

(1)

(2)

(注)措置法規則第20条の6第2項第2号口及び第5項第2号口.....

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

43(2)-2 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙及び同条第4項に規定する粉じん並びに同法第17条第1項に規定する特定物質の処理に共用されている告示別表1に掲げるばい煙処理用設備又はばい煙処理用等設備が、当該ばい煙の処理の用に主として使用されているかどうかは、当該設備の設置目的、構造、使用状況等からみて、当該設備が主としてばい煙の処理のために設置されたかどうかにより判定する。

(廃止)

(廃止)

(新增設備の範囲)

43(2)-1の3

(1)

(2)

(注)措置法規則第20条の6第2項及び第6項.....
...

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

43(2)-2 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙及び同条第4項に規定する粉じん並びに同法第17条第1項に規定する特定物質の処理に共用されている告示別表1に掲げるばい煙処理用設備が、当該ばい煙の処理の用に主として使用されているかどうかは、当該設備の設置目的、構造、使用状況等からみて、当該設備が主としてばい煙の処理のために設置されたかどうかにより判定する。

(取得価額の判定単位)

43(2)-3 措置法令第28条第1項第3号に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が200万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(圧縮記帳をした公害防止設備の取得価額)

43(2)-4 措置法令第28条第1項第3号に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が200万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

七 第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係

改 正 後

改 正 前

<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の5-11億2千万円以上.....</p> <p>(注)</p> <p>(圧縮記帳をした建物等の取得価額)</p> <p>44の5-21億2千万円以上.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の5-11億円以上.....</p> <p>(注)</p> <p>(圧縮記帳をした建物等の取得価額)</p> <p>44の5-21億円以上.....</p>
---	---

八 第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の6-1<u>その取得し又は製作し若しくは建設した</u>..... </p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>44の6-2 <u>措置法規則第20条の11第4項各号</u>.....</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の6-3 <u>法人が措置法第44条の6第1項の表の第5号の第1欄に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、その取得し又は製作し若しくは建設した同号の第3欄に規定する設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備等の取得価額)</p> <p>44の6-4 <u>措置法令第28条の9第7項に規定する特定電気通信設備等の取得価額が180万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定電気通信設備等が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(ファイアウォール装置の意義)</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の6-1<u>その取得等をした</u>.....</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>44の6-2 <u>措置法規則第20条の11第5項各号</u>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

44の6-5 措置法第44条の6第1項の表の第5号の第1欄に規定する設備に係る同項の特別償却の適用上、いわゆるアクセス監視センサー装置やセキュリティ管理サーバー装置はその対象とならないことに留意する。

九 第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45-2</p> <p>(注) 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が <u>2,500万円</u> (措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円、<u>同表の第3号の第1欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域(措置法令第28条の14第5項に規定する区域を除く。)</u>において事業の用に供する設備については2,300万円)を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、同項の取得価額の合計額が <u>2,500万円</u> (措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円、<u>同表の第3号の第1</u></p>	<p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45-2</p> <p>(注) 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が <u>2,300万円</u> (措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、同項の取得価額の合計額が <u>2,300万円</u> (措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかを</p>

欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域（措置法令第28条の14第5項に規定する区域を除く。）において事業の用に供する設備については2,300万円）を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。

(注)

(工場用等の建物及びその附属設備の意義)

45-6

(1)

(2)

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)

45-9

措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円（措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円、同表の第3号の第1欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域（措置法令第28条の14第5項に規定する区域を除く。）において事業の用に供する設備については2,300万円）を超えるかどうかの判定についても同様とする。

判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。

(注)

(工場用等の建物及びその附属設備の意義)

45-6

(1)

(2)

(注) 倉庫用の建物は、工場用若しくは作業場用又は同条第9項に規定するホテル用等の建物に該当しない。

(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)

45-9

措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円（措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円）を超えるかどうかの判定についても同様とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2-12 一の建物が<u>介護老人保健施設</u>..... <u>介護老人保健施設</u>.....<u>介護老人保健施設</u>..... </p> <p>(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が<u>介護老人保健施設</u>の用に供されているものとすることができる。</p> <p>(病院の意義)</p> <p>45の2-13 <u>措置法第45条の2第3項第3号</u>.....</p> <p>(特定病床に收容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2-14<u>療養型病床群等</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2-12 一の建物が<u>老人保健施設</u>..... <u>老人保健施設</u>.....<u>老人保健施設</u>..... </p> <p>(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が<u>老人保健施設</u>の用に供されているものとすることができる。</p> <p>(病院の意義)</p> <p>45の2-13 <u>措置法第45条の2第3項第2号又は第3号</u>.....</p> <p>(特定病床に收容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2-14<u>看護強化病床</u>.....</p> <p>(注)</p>

十一 第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>46の2-2 <u>措置法令第29条の2第2項、第7項及び第8項</u>.....</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46の2-4 <u>措置法令第29条の2第7項</u>..... <u>同条第8項</u>.....</p>	<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>46の2-2 <u>措置法令第29条の2第2項、第8項及び第9項</u>.....</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46の2-4 <u>措置法令第29条の2第8項</u>..... <u>同条第9項</u>.....</p>

十二 第50条《植林費の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(分収造林契約の意義)</p> <p>50-2<u>国有林野の管理経営に関する法律第9条又は分収林特別措置法第2条第1項</u>.....</p>	<p>(分収造林契約の意義)</p> <p>50-2<u>国有林野法第9条又は分収造林特別措置法第2条第1項</u>.....</p>

十三 第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-16</p> <p>.....<u>令第122条の3</u>.....</p>	<p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-16</p> <p>.....<u>令第139条の3第2項</u>.....</p>

十四 第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56-2</p> <p>.....<u>措置法第56条第2項、第3項又は第4項第1号若しくは第2号</u>.....</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p>	<p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56-2</p> <p>.....<u>措置法第56条第2項、第3項又は第4項第1号</u>.....</p> <p>...</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p>

56-3 法人が特定都市鉄道整備準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第56条第3項又は第4項第1号の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第4項第4号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定都市鉄道整備準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。

56-3 法人が特定都市鉄道整備準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第56条第3項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第4項第3号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定都市鉄道整備準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。

十五 第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係	第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

十六 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(技術等海外取引の証明) 58-14 (注) この証明の申請要領は、平成11年10月22日付通商産業省告示第588号に定められている。	(技術等海外取引の証明) 58-14 (注) この証明の申請要領は、昭和48年6月6日付通商産業省告示第265号に定められている。

十七 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前

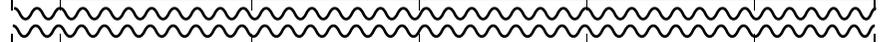
<p>(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)</p> <p>61-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)<u>環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</u> <u>第8条第1項第4号から第10号までの各号の区分</u></p> <p>(13)<u>環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</u> <u>第54条第3号から第9号までの各号の区分</u></p> <p>(14)</p>	<p>(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)</p> <p>61-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)<u>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第8条第</u> <u>1項第4号から第10号までの各号の区分</u></p> <p>(13)<u>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第54条第</u> <u>3号から第9号までの各号の区分</u></p> <p>(14)</p>
---	---

十八 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)-1</p> <p>別表1 収用証明書の区分一覧表</p>	<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)-1</p> <p>別表1 収用証明書の区分一覧表</p>

2条第 3項第 4号...			
...同法 第62条 第1項				
(ロ)				
(ハ)				

法第2 条第3 項第2 号の3同 法第57 条第1 項.....				1項...
(ロ)
(ハ)				



： ④④住宅施 設（1団地に おける.....買 い取られた場 合(⑤⑤)に該当 する.....	(イ)住宅 施設（1団 地における			
	(ロ)			
④⑤資産... ... (イ)	(イ)			1
(ロ)	(ロ)			2
				当該事 業のた めの土 地及び 土地の 上に存 する資

： ④④住宅施 設（1ヘクタ ール以上の1 団地における買 い 取 られた場合 (⑤②③)に該 当する.....	(イ)住宅 施設（1ヘ クタール以 上の1団地 における... ...			
	(ロ)			
④⑤権利... ... (イ)	(イ)			1
(ロ)	(ロ)			2
				当該事 業のた めの土 地の上 に存す る資産

				産.....
④⑥	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 同意.....
④⑥の2)	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 同意.....
④⑦	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 同意.....
④⑧	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 同意.....

⑤⑩ 緑資源公団法第 27条の5第1項に おいて準用する土 地改良法第120条 《急迫の際の使用	これらの規定 に基づく旨の 証明	緑資源公団の 長	措置法64条1 項1号・2号 措置法規則14 条7項5号の	
--	------------------------	-------------	--	--

④⑥	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 認可...
④⑥の2)	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 認可.....
④⑦	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 認可.....
④⑧	(イ) (ロ)都市 計画法第18 条第3項の 認可.....

(新設)				
------	--	--	--	--

》の規定に基づいて、当該資産が収用され又は使用されたとき			6	
⑤1
⑤2(以下⑤5までにおいて)	措置法規則14条7項5号の8	
⑤3	措置法規則14条7項5号の9	
⑤4	措置法規則14条7項5号の10	
⑤5	措置法規則14条7項5号の11	
⑤6	
⑤7	
⑤8	
⑤9 港湾管理者	
⑥0	

⑤0
⑤1(以下⑤2の3までにおいて)	措置法規則14条7項5号の7	
⑤2	措置法規則14条7項5号の8	
⑤2の2	措置法規則14条7項5号の9	
⑤2の3	措置法規則14条7項5号の10	
⑤3	
⑤4	
⑤5	
⑤6 港湾管理者の長	
⑤7	

⑥1
⑥2
⑥3土地改良法、緑資源公団法又は.....土地改良事業、緑資源公団法第18条第1項第7号イ若しくは第8号の事業又は.....
⋮	⑥4
⋮	⑥5
⋮	⑥6
⋮	⑥7	土地等が①土地が①
⋮	から⑤1まで又は⑥3から⑥6まで.....	から⑤1まで又は⑥3から⑥6まで.....
⋮	⑥8②から⑤0まで.....
⋮	⑥9

⑤8
⑤9
⑥0土地改良法又は.....土地改良事業又は.....
⋮	⑥1
⋮	⑥2
⋮	⑥3
⋮	⑥4	土地等が①土地が①
⋮	から⑤0まで又は⑥0から⑥3まで.....	から⑤0まで又は⑥0から⑥3まで.....
⋮	⑥5②から④9まで.....
⋮	⑥6

十九 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲) 65の4-14 (1) <u>同意基本構想</u> <u>同意基本構想</u>	(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲) 65の4-14 (1) <u>承認基本構想</u> <u>承認基本構想</u>

(2)同意基本構想.....同意基本構想.....
 ...中小企業総合事業団法第21条第1項第2号又は第3号.....

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③の2	(イ) (ロ) (ハ)第14条第1項若しくは第3項.....第14条第1項若しくは第3項.....
⑦	(イ) (ロ) A B当該土地等..... 当該沿道整備推進機構.....
⑪の2	(イ) (ロ)同意基本構想..... (イ)同意基本構想..... (ハ)	1 (1) イ.....又は日本政策投資銀行.....

(2)承認基本構想.....承認基本構想.....
 ...中小企業事業団法第21条第1項第2号又は第3号.....

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③の2	(イ) (ロ) (ハ)第14条第1項...第14条第1項.....
⑦	(イ) (ロ) A B当該土地... 当該沿道整備機構.....
⑪の2	(イ) (ロ)承認基本構想..... (イ)承認基本構想..... (ハ)	1 (1) イ.....、日本開発銀行又は北海道東北開発公

(□) 当該同意基本構 想.....				□..... 八.....
(△) 当該同意基本構 想.....				(2) イ..... □.....
(-)				2 (1) 当該同意 基本構想... ... (2) 当該同意 基本構想... ...

(□) 当該承認基本構 想.....				庫..... □..... 八.....
(△) 当該承認基本構 想.....				(2) イ..... □.....
(-)				2 (1) 当該承認 基本構想... ... (2) 当該承認 基本構想... ...

(11の4)				1 (1) イ.....若し くは日本政 策投資銀行 □..... 八..... (2) イ..... □..... 2 (1)
--------------	--	--	--	--

(11の4)				1 (1) イ.....、日 本開発銀行 若しくは北 海道東北開 発公庫..... □..... 八..... (2) イ..... □..... 2 (1)
--------------	--	--	--	--

二十 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(移転促進地域から除かれる区域)</u> 65の7(1)-28 措置法第65条の7第1項の表の第10号の上欄に規定する移転促進地域は、工業再配置促進法第2条第1項に規定する移転促進地域をいうのであるから、同法別表第1に規定する区域であっても、昭和37年1月1日以後に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあった埋立地に係る区域及びその相当部分を中小企業者(中小企業経営革新支援法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)の工場用地とするため地方公共団体、中小企業総合事業団又は環境事業団が造成(造成に準ずる土地の整備を含む。以下65の7(1)-28において同じ。)をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地で同日以後にその造成が完了したものに係る区域が除かれることに留意する。</p> <p>(廃止)</p> <p><u>(工場の用に供されている建物等の範囲)</u> 65の7(1)-29 措置法第65条の7第1項の表の第10号の上欄に規定する「工場の用に供されている建物」又は措置法規則第22条の7第1項に規定する「廃止した工場の用に供されていた建物」(以下65の7(1)-29において「工場用建物」という。)には、工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもの及びこれらの建物の附属設備並びに工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備のように工場の維持又はその効用を果たすために必要と認められる建物が含まれる。 (注) 法人が、事務所、倉庫等の建物で工場と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供されているもの又は供されていたものについて工場用建物に含めているときは、これを認める。</p>

(廃 止)

(事務所又は研究所として使用されている建物等の範囲)

65の7(1)－28
.....措置法規則第22条の7第1項.....65の7(1)－28及
び65の7(1)－29.....
(注)

(事務所用等の建物の敷地の用に供されている土地等の範囲)

65の7(1)－29

(床面積の意義)

65の7(1)－30 措置法規則第22条の7第1項に規定する床面積は、建築基準法
施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。
(注) 措置法規則第22条の7第1項に規定する「新設又は増設をした事務所又は
は研究所として使用される建物の床面積」は、当該新設又は増設をした一
の建物につき事務所又は研究所として使用される部分とその他として使用
される部分がある場合には、当該建物の床面積のうち事務所又は研究所と
して使用される部分の床面積に限られる。

(工場の用に供されている土地等の範囲)

65の7(1)－30 措置法第65条の7第1項の表の第10号の上欄に規定する「工場
の用に供されている土地等」は、工場(作業場、加工場その他これらに類す
る施設をいう。以下同じ。)の維持又はその効用を果たすために必要と認めら
れる部分に限られることに留意する。この場合において、当該工場の敷地の
用に供されている土地等に含まれるかどうかは、建ぺい率、容積率、土地の
利用状況等を総合的に勘案して判定する。

(注) 法人が、事務所、倉庫等の建物で工場と機能的及び地理的な一体性を有
して事業の用に供されているものの用に供されている土地等について工場
の用に供されている土地等を含めているときは、これを認める。

(事務所又は研究所として使用されている建物等の範囲)

65の7(1)－31
.....措置法規則第22条の7第2項.....65の7(1)－31及
び65の7(1)－32.....
(注)

(事務所用等の建物の敷地の用に供されている土地等の範囲)

65の7(1)－32

(床面積の意義)

65の7(1)－33 措置法規則第22条の7第1項及び第2項に規定する床面積は、
建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。
(注) 措置法規則第22条の7第1項に規定する「新設又は増設をした工場の
用に供される建物の床面積」は、当該新設又は増設をした一の建物につ
き工場の用に供される部分とその他の用に供される部分がある場合には、
当該建物の床面積のうち工場の用に供される部分の床面積に限られる。
同項に規定する「廃止した工場の用に供されていた建物の床面積」並

同項に規定する「廃止した事務所又は研究所として使用されていた建物の床面積」についても、同様とする。

(建築面積等の意義)

65の7(1)-31

(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)

65の7(1)-32

(土地の有効利用のための買換え)

65の7(1)-33

.....65の7(1)-33.....

(注)

(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)

65の7(1)-34

(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)

65の7(1)-35

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

65の7(1)-36

.....65の7(1)-36.....

(注)

びに同条第2項に規定する「新設又は増設をした事務所又は研究所として使用される建物の床面積」及び「廃止した事務所又は研究所として使用されていた建物の床面積」についても、同様とする。

(建築面積等の意義)

65の7(1)-34

(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)

65の7(1)-35

(土地の有効利用のための買換え)

65の7(1)-36

.....65の7(1)-36.....

(注)

(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)

65の7(1)-37

(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)

65の7(1)-38

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

65の7(1)-39

.....65の7(1)-39.....

(注)

(中小企業等に該当するかどうかの判定の時期)

65の7(1)-37

(使用する従業員の範囲)

65の7(1)-38

(総収入金額)

65の7(1)-39

(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)

65の7(1)-40

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

65の7(1)-41

(特定事業に係る収入金額の範囲)

65の7(1)-42

.....65の7(1)-43.....

(1)

(2)

(3)

(総収入金額及び特定事業に係る収入金額の統一的計算)

65の7(1)-43

(船舶の範囲)

65の7(1)-44

(中小企業等に該当するかどうかの判定の時期)

65の7(1)-39の2

(使用する従業員の範囲)

65の7(1)-40

(総収入金額)

65の7(1)-41

(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)

65の7(1)-42

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

65の7(1)-43

(特定事業に係る収入金額の範囲)

65の7(1)-44

.....65の7(1)-45.....

(1)

(2)

(3)

(総収入金額及び特定事業に係る収入金額の統一的計算)

65の7(1)-45

(船舶の範囲)

65の7(1)-46

(日本船舶の意義)

65の7(1)-45

(土地造成費についての面積制限)

65の7(1)-46

(共有地に係る面積制限)

65の7(1)-47

.....65の7(1)-47.....

(仮換地に係る面積制限)

65の7(1)-48

(借地権又は底地に係る面積制限)

65の7(1)-49

.....65の7(1)-49.....

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65の7(1)-50

(特定現物出資資産等の取得の日)

65の7(1)-51

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65の7(1)-52

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

(日本船舶の意義)

65の7(1)-47

(土地造成費についての面積制限)

65の7(1)-48

(共有地に係る面積制限)

65の7(1)-49

.....65の7(1)-49.....

(仮換地に係る面積制限)

65の7(1)-50

(借地権又は底地に係る面積制限)

65の7(1)-51

.....65の7(1)-51.....

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65の7(1)-52

(特定現物出資資産等の取得の日)

65の7(1)-53

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65の7(1)-54

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

<p>65の7(1)－53</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>65の7(1)－54 法人が65の7(1)－52.....</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p>65の7(1)－55</p> <p>(支払った交換差金についての買換えの適用)</p> <p>65の7(1)－56</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4)－10 措置法規則第22条の7第11項.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)－3</p> <p>.....措置法規則第22条の7第7項、第9項及び第10項.....</p> <p>.....</p>	<p>65の7(1)－55</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>65の7(1)－56 法人が65の7(1)－54.....</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p>65の7(1)－57</p> <p>(支払った交換差金についての買換えの適用)</p> <p>65の7(1)－58</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4)－10 措置法規則第22条の7第12項.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)－3</p> <p>.....措置法規則第22条の7第8項、第10項及び第11項.....</p> <p>.....</p>
---	--

二十一 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5－12</p> <p>.....貸倒引当金.....</p> <p>(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)</p>	<p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5－12</p> <p>.....賞与引当金.....</p> <p>(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)</p>

66の5-17当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値（基本通達13の2-1-2に定める電信売買相場の仲値をいう。）.....	66の5-17当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値（外国為替公認銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。）.....
---	---

二十二 第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66の6-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(3)<u>有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法等</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(課税対象留保金額の円換算)</p> <p>66の6-13<u>電信売買相場の仲値（基本通達13の2-1-2に定める電信売買相場の仲値をいう。以下同じ。）</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19</p> <p>.....<u>規則別表十六の三(一)の「10」欄から「17」欄まで</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66の6-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>延払条件付譲渡等をした資産</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(3)<u>有価証券の評価方法等</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(課税対象留保金額の円換算)</p> <p>66の6-13<u>外国為替公認銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」をいう。）</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19</p> <p>.....<u>規則別表十六の三(一)の「9」欄から「16」欄まで</u>.....</p> <p>.....</p>

二十三 第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

--	--

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係 (中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>66の14-1 法人が、措置法第66条の14第1項各号に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十四 第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2) 一括評価による貸倒引当金勘定への繰入相当額(貸倒引当金勘定への繰入額から当該繰入額のうち法第52条第1項第1号に掲げる金額に達するまでの金額を控除した金額をいう。)は、当該事業年度終了の時における同項第2号による貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権の額の比により配賦する。</p> <p>(3) 賞与引当金勘定(法人税法等の一部を改正する法律(平成10年法律第24号)附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の法人税法第54条に規定する賞与引当金に係るものをいう。)又は退職給与引当金勘定への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2) 一括評価による貸倒引当金勘定への繰入額は、当該事業年度終了の時に おける貸金の額の比により配賦する。</p> <p>(3) 賞与引当金勘定又は退職給与引当金勘定への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

二十五 第67条の9～第67条の9の3《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="376 427 1021 501">第67条の9～第67条の9の3《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</p> <p data-bbox="271 536 891 564">(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等)</p> <p data-bbox="257 587 1099 903">67の9-1 特定子会社(措置法第67条の9第1項に規定する「特定子会社」をいう。以下同じ。)の株主である法人が同項に規定する株式交換等により特定親会社(同項に規定する「特定親会社」をいう。以下同じ。)から交付を受けた金銭及び資産(当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。)の額のうち、当該特定子会社の株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該金銭及び資産の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算することに留意する。</p> <p data-bbox="257 970 1099 1043">(株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い)</p> <p data-bbox="257 1066 1099 1337">67の9-2 措置法第67条の9第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、同項に規定する株式交換等に際し、特定子会社の株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代価を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたこととなることに留意する。</p>	<p data-bbox="1285 427 1930 501">第67条の9の2～第67条の9の4《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</p> <p data-bbox="1180 536 1800 564">(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等)</p> <p data-bbox="1167 587 2009 858">67の9の2-1 特定子会社株主が株式交換等により措置法第67条の9の2第1項に規定する特定親会社(以下「特定親会社」という。)から交付を受けた金銭及び資産(当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。)の額のうち、当該特定子会社株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該金銭及び資産の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算することに留意する。</p> <p data-bbox="1167 970 2009 1043">(株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社株主に交付した場合の取扱い)</p> <p data-bbox="1167 1066 2009 1337">67の9の2-2 措置法第67条の9の2第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、株式交換等に際し、特定子会社株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代価を1株未満の株式の当該特定子会社株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたこととなることに留意する。</p>

二十六 第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の3の2-1 法人が、措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68の3の2-2 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p> <p>(2) 同項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68の3の2-3 措置法規則第22条の20の2各号に規定する書類は、附表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。</p> <p>この場合において、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(1) 措置法第68条の3の2第1項第1号に定める事業年度の場合 登記簿謄本又はその写し（設立の日が明らかになるものに限る。）

(2) 措置法第68条の3の2第1項第2号に定める事業年度の場合 イ及びロに掲げる書類

イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定（同法第11条の3第1項の認定を含む。）をした旨を証する書類

ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し

改 正 後

改 正 前

付 表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の
不適用制度に関する明細書

事業 年度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------	------------	-----	--

適用該当号の区分	1	措置法第68条の3の2第1項第()号該当
一 該 当 号	設 立 の 日	2 平 . . . { 措置法令第39条の3の2第1項第()号 } 平 . . .
	中 小 企 業 者 の 判 定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	主 たる 事 業	4 業
	資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	5 円
	常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	6 人
二 該 当 号	実 施 計 画 の 認 定 年 月 日	7 平 . . .
	新 事 業 分 野 開 拓 の た め の 事 業 の 内 容	8
	当 期 末 に お け る 事 業 の 状 況	9
添 付 書 類	措置法第68条の3の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し
	措置法第68条の3の2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第1条の2第1項に規定する認定(同法第1条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し

記 載 の 仕 方

- 1 この明細書は、措置法第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20の2各号に規定する書類に代えて添付する場合に記載します。
- 2 「適用該当号の区分1」の() 内には、措置法第68条の3の2第1項各号のいずれの号に該当するものかに応じ、その該当号を記載します。
- 3 「設立の日2」には、設立の登記をした日を記載します。
なお、措置法施行令第39条の35の2第1項各号のいずれかに該当する場合には、() 内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に規定する他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。
- 4 「中小企業者の判定3」の() 内には、新事業創出促進法第2条第3項各号に規定する中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
- 5 「主たる事業4」から「常時使用する従業員の数6」までは、事業年度終了の時の現況により記載します。
- 6 「実施計画の認定年月日7」には、新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。
- 7 「新事業分野開拓のための事業の内容8」には、新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
- 8 「当期末における事業の状況9」には、当期末における上記7の事業の実施状況を記載します。

二十七 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の<u>一単位当たりの帳簿価額の算出の方法</u>)</p> <p>68の5-2有価証券とは別個にその<u>一単位当たりの帳簿価額の算出の方法</u>を選定することに留意する。</p> <p>(共同委託契約に係る事業主の一部が基金設立事業主である場合の退職年金等積立金額の計算)</p> <p>68の5-5 措置法令第39条の36第1項又は第2項.....</p> <p>(1)<u>同条第2項第1号</u>.....<u>同条第2項第2号</u>.....<u>同条第1項又は第2項</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(注)<u>措置法令第39条の36第1項又は第2項</u>.....</p> <p>(課税特例適格退職年金契約の判定の基礎となる通常掛金額等)</p> <p>68の5-6<u>措置法令第39条の36第18項第1号</u>.....</p> <p>(平均標準報酬月額)</p> <p>68の5-7 措置法令第39条の36第18項第3号イ.....</p>	<p>(特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の<u>評価の方法</u>)</p> <p>68の5-2有価証券とは別個にその<u>評価の方法</u>を選定することに留意する。</p> <p>(共同委託契約に係る事業主の一部が基金設立事業主である場合の退職年金等積立金額の計算)</p> <p>68の5-5 措置法令第39条の36第1項又は第3項.....</p> <p>(1)<u>同条第3項第1号</u>.....<u>同条第3項第2号</u>.....<u>同条第1項又は第3項</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(注)<u>措置法令第39条の36第1項又は第3項</u>.....</p> <p>(課税特例適格退職年金契約の判定の基礎となる通常掛金額等)</p> <p>68の5-6<u>措置法令第39条の36第19項第1号</u>.....</p> <p>(平均標準報酬月額)</p> <p>68の5-7 措置法令第39条の36第19項第3号イ.....</p>

二十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)・・・<u>改正前の措置法等の適用がある場合</u>)</p>	<p>(新設)</p>

改正法令（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）、法人税法の一部を改正する法律（平成12年法律第14号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第39号）附則第11条、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第148号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成12年大蔵省令第31号））による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。

（経過的取扱い(2)…平成12年4月1日前に電子計算機を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

法人が、平成12年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において取得して事業の用に供した措置法規則第20条の3第1項に規定する電子計算機の取得価額の合計額が160万円以上であるかどうかは、法人が平成12年4月1日前に取得して事業の用に供した改正法令による改正前の措置法規則第20条の3第1項に規定する電子計算機の取得価額の合計額と同日以後に取得して事業の用に供した改正法令による改正後の措置法規則第20条の3第1項に規定する電子計算機の取得価額の合計額を合算した金額が160万円以上であるかどうかによって判定することに留意する。

措置法規則第20条の3第3項に規定するリース費用の総額の合計額が210万円以上であるかどうかについても、同様とする。

（経過的取扱い(3)…平成12年4月1日前に特定余暇利用施設を取得した場合等の特別償却）

措置法規則第20条の10第2項に規定する施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物（以下「建物等」という。）の取得価額の合計額が1億円を

（新設）

（新設）

超え1億2,000万円以下である場合において、法人が当該建物等の一部を平成12年4月1日前に取得し、残余を同日以後に取得しているときは、同日前に取得した当該建物等の取得価額の合計額が1億円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得した建物等については、改正法令による改正前の措置法第44条の5の規定を適用する。この場合において、平成12年4月1日以後に取得した建物等については、同条の規定の適用はないことに留意する。

(経過的取扱い(4)…平成12年4月1日前の新增設計画に係る生産等設備の一部を同日以後に取得した場合等の低開発地域等における工業用機械等の特別償却)

(1) 措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄及び同表の第2号の第1欄に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円を超え2,500万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成12年4月1日前に取得し、残余を同日以後に取得しているときは、同日前に取得した減価償却資産の取得価額が2,300万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得した減価償却資産については、改正法令による改正前の措置法第45条の規定を適用する。この場合において、平成12年4月1日以後に取得した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

(2) 改正法令による改正前の措置法第45条第1項の表の第4号の第1欄に掲げる地区のうち改正法令による改正前の措置法令第28条の14第5項に規定する区域(以下「旧過疎地域」という。)であって措置法第45条第1項の表の第4号の第1欄に掲げる地区のうち措置法令第28条の14第5項に規定する区域(以下「新過疎地域」という。)に該当する区域内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円を超え2,500万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成12年4月1日前に取得し、残余を同日以後に取得しているときは、同日前に取得した減価償却資産の取得価額が2,300万

(新設)

円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得した減価償却資産については、改正法令による改正前の措置法第45条の規定を適用する。この場合において、平成12年4月1日以後に取得した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

(3) 旧過疎地域（新過疎地域に該当する区域を除く。）内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円を超える場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成12年4月1日前に取得し、残余を同日以後に取得しているときには、同日前に取得した減価償却資産については、改正法令による改正前の措置法第45条の規定を適用する。この場合において、同日以後に取得した減価償却資産については同条の規定の適用はないことに留意する。

(注) 新過疎地域（旧過疎地域に該当する区域を除く。）内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備については、平成12年4月1日以後に取得したものの取得価額の合計額が2,500万円を超える場合に限り、措置法第45条の規定の適用があることに留意する。